解散公告

当社は、平成二十三年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月十三日

福岡市早良区城西三丁目一二番二九号アネックス西新五〇三　株式会社Ｆｏｒｃｅ

代表清算人　大久保隆司

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年二月二十八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月十三日

山形県長井市上伊佐沢二七六〇番地

農事組合法人石田山ホップ生産組合

清算人　佐藤　茂

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十四年二月四日開催の総会の決議により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月十三日

石川県小松市佐々木町三三一

清算法人佐々木町土地改良区

清算人代表　山本　隆之

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年一月二十九日開催の臨時総会の決議及び、平成二十四年二月十四日付け滋賀県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月十三日

滋賀県栗東市御園九八一番一

滋賀県高齢者生活協同組合

代表清算人　山口　正男

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十二年四月十八日開催の第十五回通常総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月十三日

大阪府堺市北区新堀町二丁一〇三番地堺市農業協同組合五箇荘支所内

宮本町・北花田地区農住組合

清算人　野口　亀儀

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十四年二月一日広島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月十三日

広島県山県郡北広島町有田一二三四番地

北広島町土地開発公社

代表清算人　平田　俊春

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十四年二月六日に茨城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月十三日

茨城県日立市助川町一丁目一番一号日立市役所内　日立市東滑川土地区画整理組合

清算人代表　小野﨑久輝

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年五月二十二日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月十三日

名古屋市北区山田町三丁目四〇番地

特定非営利活動法人シェルター

清算人　杉本　正次

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年二月十六日、松山地方裁判所大洲支部の解散命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月十三日

愛媛県大洲市田処乙一一五六番地

光徳大神宮分宮神道光徳教別格哲理大教会

清算人　早川　将和

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十四年三月一日山形市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月十三日

山形市嶋南二丁目六番二六号

山形市嶋土地区画整理組合

代表清算人　池野　泰一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年八月八日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月十三日

東京都文京区音羽一丁目一四番二―一三〇三号

特定非営利活動法人ＭＡＳＴＥＲＳ　ＯＦ　ＢＩＢ

清算人　祢宜澤愛理

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年二月二十六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月十三日

東京都八王子市堀之内三丁目三番地の一三

特定非営利活動法人里山農業クラブ

代表清算人　塩谷　暢生

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年二月十七日付の東京都知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月十三日

東京都新宿区西新宿一丁目二六番二号新宿野村ビル五階　医療法人社団両陽会

清算人　富島　隆裕

配当公告

名古屋市熱田区白鳥二丁目五番六号　破産者　伊藤　誠一

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十三年（フ）第一〇五〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額　金一一九、六八八、三〇五円

一、配当することのできる金額　金一七、七三六、六七八円

（内優先的破産債権額　金三六七、八九四円）

（内優先的破産債権額　金三六七、八九四円）

平成二十四年三月十三日

名古屋市東区白壁一丁目四五番地白壁ビル四一〇号室　破産管財人　山田　高司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道苫小牧市王子町一丁目二三番地、最後の住所北海道苫小牧市日吉町四丁目一三番九号コーポサンフラワー一〇三　被相続人　亡　平野　泰彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十三日

事務所北海道苫小牧市王子町一丁目一番一四号とまこまい総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　竹田美由紀

第10期決算公告　平成24年3月13日

東京都港区虎ノ門一丁目16番4号

株式会社ＴＡＳキャピタル

代表取締役　堅田　憲弘

貸借対照表の要旨（平成23年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	296,666
	固定資産	468,557
	合計	765,224
負債及び純資産の部	流動負債	27,553
	固定負債	1,705,250
	株主資本	△967,579
	資本金	10,000
	利益剰余金	△977,579
	その他利益剰余金	△977,579
	（うち当期純損失）	(65,627)
	合計	765,224